

特記仕様書

1 委託件名

ごみ処理施設整備に係る環境影響評価事後調査業務委託（工事実施時）

2 委託場所

山梨県中央市浅利地内ほか

3 委託期間

契約日の翌日から令和13年3月31日まで

4 委託目的

本委託は、ごみ処理施設整備に伴い、事後調査計画書に基づき、事後調査を実施することを目的とする。

5 業務の実施方法

本業務は、山梨県環境影響評価条例（平成10年3月山梨県規則第1号、以下「条例」という。）、山梨県環境影響評価条例施行規則（平成11年2月山梨県規則第2号、以下「規則」という。）、山梨県環境影響評価等技術指針（平成11年2月告示第72号、以下「技術指針」という。）に準拠して実施すること。なお、業務は、業務着手時における最新の条例、規則、技術指針の改訂版に基づいて進めること。

6 委託内容

（1）事後調査の実施

本年度は、表1～表6について事後調査を実施すること。

表1 事後調査計画（工事の実施時）

環境項目		保全措置等の効果	調査項目	事後調査の内容	
大項目	小項目				
工事実施状況		—	工事計画、工事方法、環境保全措置の実施状況	調査地点	—
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 建設工事中 1回/1ヶ月 【調査方法】 工事計画、工事方法、環境保全対策実施 状況の把握・集計、及び現地確認（月1回）による方法
大気汚染	造成の施工、建設作業による粉じん	粉じんの発生抑制	降下ばいじん量	調査地点	対象事業実施区域2 地点 （調査季の頻出風向を考慮した、対象事業実施区域の風下側敷地境界において、防じんネット内外の2 地点）
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 工事計画より、土工事期間の建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（30 日間） 【調査方法】 ダストジャーを用いる方法
騒音・振動	建設機械騒音・振動	騒音・振動の発生量の抑制	騒音レベル 振動レベル	調査地点	敷地境界3 地点 （対象事業実施区域の北側、東側、南側の3 方向の各敷地境界上で、建設機械の配置から騒音が最大になると考えられる地点3 地点） 住宅地4 地点 （環境騒音の現地調査と同じ、対象事業実施区域最寄りの住宅地4 箇所をそれぞれ代表する4 地点）
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 工事計画より、建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（1 日間） 【調査方法】 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に規定される方法 「振動規制法施行規則」で定められた JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に規定される方法
	資機材の運搬車両の騒音・振動	騒音・振動の発生集中抑制	資機材の運搬車両台数及び騒音・振動への寄与の程度	調査地点	—
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 工事計画より、資機材の搬入が最大になると考えられる時期（1 日間） 【調査方法】 工事計画及び搬入実績の整理、資機材の運搬車両に対する搬入経路のヒアリングによる方法

表2 事後調査計画（工事の実施時）

環境項目		保全措置等の効果	調査項目	事後調査の内容	
大項目	小項目				
水質汚濁	濁水	濁水の流出の低減	浮遊物質量	調査地点	対象事業実施区域の調整池から水路への放流点 1 地点
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 土工事期間中の平水時及び降水時（1 時間降雨量が 16.5mm/h 程度） （各 1 回） 【調査方法】 日本産業規格に規定される方法
			pH、浮遊物質量	調査地点	排水先水路の排水口前後 2 地点
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 土工事期間中の 4 季・平水時に各 1 回 【調査方法】 日本産業規格に規定される方法
			pH、浮遊物質量	調査地点	仮設濁水処理施設の処理前後 2 地点
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 造成工事期間（2 年間） 【調査方法】 工事施工事業者による水質モニタリング結果を収集整理する方法
植物・動物・生態系	陸上植物	生育環境、生育個体及び個体群の保全	ウスゲチョウジタデ、コギシギシ、カワヂシャ、ミゾコウジュ	調査地点	環境創出箇所
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 保全措置完了後 1 年目（令和 9 年）から 3 年目（令和 11 年）の適季（春季、夏季、秋季） 【調査方法】 生育・繁殖状況調査（繁殖の有無や生育範囲）
	陸上動物	生息環境、生息個体及び個体群の保全	コウフオカモノアラガイ	調査地点	環境創出箇所
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 保全措置完了後 1 年目（令和 9 年）及び 3 年目（令和 11 年）の適季（初夏季、秋季） ※現地調査確認時期 【調査方法】 生息・繁殖状況調査（確認環境や確認行動等）

表3 事後調査計画（工事の実施時）

環境項目		保全措置等の効果	調査項目	事後調査の内容	
大項目	小項目			調査地点	調査時期及び調査方法
植物・動物・生態系	水生生物	生育環境、生育個体及び個体群の保全	シャジクモ、カワヂシャ	調査地点	環境創出箇所
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 保全措置完了後 1 年目（令和 9 年）から 3 年目（令和 11 年）の適季（春季、夏季） 【調査方法】 生育・繁殖状況調査（繁殖の有無や生育範囲）
		生息環境、生息個体及び個体群（在来個体群）の保全	ミナミメダカ	調査地点	環境創出箇所、対象事業実施区域及びその周辺
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 保全措置完了後 1 年目（令和 9 年）及び 3 年目（令和 11 年）の適季（夏季） ※現地調査確認時期 【調査方法】 生息・繁殖状況調査（確認環境や確認行動等）、DNA 分析
		生息環境、生息個体及び個体群の保全	コガムシ	調査地点	環境創出箇所
			コガムシ	調査時期及び調査方法	【調査時期】 保全措置完了後 1 年目（令和 9 年）及び 3 年目（令和 11 年）の適季（夏季） ※現地調査確認時期 【調査方法】 生息・繁殖状況調査（確認環境や確認行動等）
		生息環境、生息個体及び個体群の保全	ヒラマキミズマイマイ、ヒメヒラマキミズマイマイ	調査地点	環境創出箇所
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 保全措置完了後 1 年目（令和 9 年）及び 3 年目（令和 11 年）の適季（初夏、秋季） ※現地調査確認時期 【調査方法】 生息・繁殖状況調査（確認環境や確認行動等）

表4 事後調査計画（工事の実施時）

環境項目		保全措置等の効果	調査項目	事後調査の内容	
大項目	小項目			調査地点	調査時期及び調査方法
植物・動物・生態系	生態系	—	オオタカ、ヒバリ、ニホンアマガエル	調査地点	対象事業実施区域及びその周辺
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 保全措置完了後 1 年目（令和 9 年）の適季（繁殖期等） 保全措置完了後 3 年目（令和 11 年）の適季（繁殖期等） ※現地調査確認時期 オオタカ：2 月、3 月、6 月、非繁殖期 ヒバリ：4 月 ニホンアマガエル：7 月 【調査方法】 生息・繁殖状況調査（確認環境や周辺環境、確認行動等） ※オオタカ：定点調査、林内踏査
		—	オオタカの餌資源量調査	調査地点	対象事業実施区域及びその周辺
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 保全措置完了後 1 年目（令和 9 年）の適季（繁殖期等） 保全措置完了後 3 年目（令和 11 年）の適季（繁殖期等） 【調査方法】 生息状況調査
		地域生態系の生物群集	生物群集	調査地点	環境創出箇所
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 保全措置完了後 1 年目（令和 9 年）の適季（夏季） 保全措置完了後 3 年目（令和 11 年）の適季（春季、初夏季、夏季、秋季、冬季） 【調査方法】 生育・生息状況調査
		—	ヒアリング	調査時期及び調査方法	動物・植物・事後調査に関して 2 回

表 5 事後調査計画（工事の実施時）

環境項目		保全措置等の効果	調査項目	事後調査の内容	
大項目	小項目			調査地点	調査時期及び調査方法
環境負荷	廃棄物・発生土	再資源化の促進	廃棄物の発生量、資源化量及び処分量	調査地点	—
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 工事全期間 1 回/2 ヶ月 【調査方法】 データの収集による方法
地域交通	資機材の運搬車両の走行	地域交通への影響の低減	交通量、渋滞長、滞留長、交差点需要率	調査地点	交差点 2 地点 (桃林橋南詰交差点、豊積橋南交差点)
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 工事計画より、資機材の運搬車両が最大になる時期（平日 1 日、1 回） 【調査方法】 カウンター計測等の現地確認による方法
			資機材の運搬車両台数及び地域交通への寄与の程度	調査地点	—
				調査時期及び調査方法	【調査時期】 工事計画より、資機材の運搬車両が最大になる時期（平日 1 日、1 回） 【調査方法】 工事計画及び実績の整理、資機材等運搬車両に対する搬入経路のヒアリングによる方法

表 6 事後調査計画（工事の実施時）

項目	対象	実施場所	実施時期及び内容
維持管理	環境の維持 保全対象種 生物群集	環境創出箇所	【実施時期】 保全措置完了後 1 年目～4 年目の年 4 回 (令和 9 年～令和 12 年) 【実施内容】 止水・水辺・湿地環境の管理、環境攪乱、多年性高茎草本の除去、種子採取播種等 ※問題が生じた場合は、発注者と協議により作業内容を決定し、維持管理に努める。
管理マニュアルの作成	環境の維持 保全対象種 生物群集	環境創出箇所	【実施時期】 保全措置完了後 4 年目 【実施内容】 供用時の継続維持管理に向けた環境創出箇所の管理マニュアルを作成する。 なお、有識者から助言を得て作成する。

（２）整理・解析

調査結果は、評価書に記載された予測結果及び評価の指標と対比するとともに、予測条件の状況なども合わせて対比して整理・解析すること。

(3) 施設整備の進捗状況の整理

施設整備の進捗状況について、環境影響評価に関連する内容の最新情報を整理する。
環境影響評価に関連する内容は、以下に示すもののほか、本組合と協議して抽出する。
進捗状況の把握は、工事施工事業者への聞き取り及び資料収集のほか、現地確認により行う。

調査する内容例

- ・施設の配置及び形状に関する計画及び施工状況
- ・施設のデザインに関する計画及び施工状況
- ・敷地の造成に関する計画及び施工状況
- ・新たに創出する生物の生息成育環境の計画及び施工状況

(4) 報告書作成

(1)、(2)、(3)の内容について取りまとめ、報告書を作成し、提出すること。作成にあたっては、技術指針等に則って論理的かつ分かりやすくまとめること。(3)の内容については、業務の報告書に含めるほか、山梨県との協議に仕様するため別途「工事進捗等報告書」としてとりまとめること。「工事進捗等報告書」の作成内容等は、山梨県との協議で決定する。

(5) 打合せ協議（年3回程度）

受託者と監督員は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、常に緊密な連絡をとり、打合せ協議を行う。受託者はその内容を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

打合せ協議は、年度ごとに業務の着手時、完了時及び業務の区切りにおいて受託者と監督員が打合せを行うものとする。打合せは年3回程度行うものとし、業務実施に先立ち調査条件等について、監督員と十分な打合せ協議を行うものとする。

(6) 技術審議会、意見等対応等

山梨県の判断により山梨県環境影響評価等技術審議会が開かれた際には、山梨県環境影響評価等技術審議会の審議に必要な資料を作成するとともに、中間報告書の内容説明の補助を行うこと。なお、現段階では開催や開催回数が分からない為、山梨県との協議により決定する。また、中間報告書に対する意見があった場合は、その内容について検討を行い、回答案及び対応案を検討すること。

7 成果品

本委託の成果品は以下のとおりである。本委託によって作成された成果品等の著作権は、組合に帰属するものとする。

ア 報告書（施設整備の進捗状況を含む）	A4 版	1 式
イ 打合せ記録簿	A4 版	1 式
ウ 上記各原稿の電子ファイル	CD-R 等	1 式